

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	群馬県福祉マンパワーセンター		
所在地	前橋市新前橋町13-12(群馬県社会福祉総合センター6階)		
所管部局・課	健康福祉部健康福祉課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	地域福祉係	内線	2518

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

社会福祉法第93条～第98条
群馬県福祉マンパワーセンターの設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的

社会福祉に関する人材の養成、確保及び資質の向上を図り、並びに社会福祉に関する調査研究及び啓発活動に取り組むことにより、社会福祉の発展に寄与し、あわせて福祉に関する県民の理解を深めることを目的に設置した施設である。

(2) 設置当初の状況

高齢化社会を迎え、県民を主人公にした新たな社会福祉の展開を図るため、群馬県社会福祉総合センター内に福祉マンパワーセンターを設置し、福祉啓発、担い手の確保・養成・資質向上機能を確認した。

(3) 施設を取り巻く現状

社会環境が大きく変化する中で、社会福祉に対するニーズは年々、拡大・多様化している。特に、福祉人材の確保ニーズは今まで以上に高く、喫緊の課題として認識されており、センター機能が果たす役割は今後も重要であると思われる。

3 施設の概要

設置年月日	平成10年4月1日
敷地面積(所有者)	－(入居施設)
主な施設(床面積、階数等)	事務室、研修室等(822.95㎡)
建設費	－(入居施設)
備考	

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	【利用時間】 9時～17時15分(休館:土日祝日、12月29日～1月3日) 【窓口受付時間】 9時～16時45分
	無料	

4 施設における実施事業

【指定管理業務】

- ・無料職業紹介事業(高崎、太田に設置した福祉人材バンクでも実施)
- ・就職面接会・説明会・講習等の事業(県内各所で実施)
- ・福祉施設等職員研修事業
- ・社会福祉事業従事者の確保に係る調査研究・相談事業
- ・社会福祉事業に関する普及啓発事業

【自主事業】

- ・福祉施設キャリアパス管理者研修
- ・福祉施設OJT担当者研修

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	令和元年度 (当初予算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳入(①)	0	0	0	0	0
歳出(②)	53,180	49,696	49,581	51,005	51,780
指定管理料	53,180	49,696	49,581	51,005	51,780
歳入・歳出の差額(①-②)	▲ 53,180	▲ 49,696	▲ 49,581	▲ 51,005	▲ 51,780
歳入・歳出の主な増減理由	人件費の増減があったため				

※ 施設の管理運営に係る県の歳入・歳出

◇ 指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	令和元年度 (当初計画額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
収入(①)	53,180	49,696	49,581	51,005	51,780
指定管理費	53,180	49,696	49,581	51,005	51,780
支出(②)	53,180	49,696	49,581	51,005	51,780
人件費	29,145	25,830	26,175	27,780	27,745
事業費	9,577	9,577	9,577	9,577	9,577
委託料	14,458	14,289	13,829	13,648	14,458
収支(①-②)	0	0	0	0	0
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由	人件費の増減があったため				

※ 指定管理者の指定管理業務に係る収支

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
常勤職員	3	3	3	3	3
非常勤職員	2	2	2	2	2
合 計	5	5	5	5	5

7 施設利用の状況

区 分	令和元年度※	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間利用者総数(人)	1,490	6,485	8,245	14,245	13,343
有料利用者数(人)					
無料利用者数(人)	1,490	6,485	8,245	14,245	13,343
目標利用者数(人)	—	—	—	—	—
施設稼働率(%)	—	—	—	—	—
稼働率対象施設(設備)					
利用者の主な増減理由	求人相談件数は増加傾向であるが、景気の回復により求職者が他産業へと流れ、求職相談件数は減少している。 (利用者数=求人相談件数+求職相談件数) ※元年度は6月末実績				

※ 見込数又は途中実績

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の 必要性	<p>社会福祉法第93条の規定により県が設置することとなっている施設であり、今後、さらなる増加が見込まれる福祉・介護人材に対するニーズを担う施設として、必要性は高い。</p>
業務等 の見直し	<p>ハローワークをはじめ県内の関係機関との更なる連携により、事業の一層の効率化や有効化を図る。また、他県における導入・活用可能な事例の情報収集に努め、参考となる取組については導入を検討するなど、業務の見直しに取り組んでいく。</p> <p>利用料金制については、無料職業紹介に関わる部分について利用料を徴収することはできないが、研修事業の受講料徴収に関しては検討の余地がある。</p>